○農林水産省告示第六百七十四号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十七年三月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十六年十一月三十日　第八十六号

二　登録認定機関の名称及び住所

特定非営利活動法人高知県有機農業認証協会

高知県高岡郡四万十町本堂七百七番地十高知県農業大学校内

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

有機農産物及び有機加工食品

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

徳島県、香川県、愛媛県及び高知県

(2)　認定を行う事業所の所在地

高知県高岡郡四万十町本堂七百七番地十高知県農業大学校内

○農林水産省告示第六百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年三月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　山形県鶴岡市少連寺字黒森一から三まで、三の一、四、五、一一の二、二四の一、二六、三四の一、三四の二、三五、三六、字川原谷一、二、二の一、四から七まで、九、九の一、一〇、一一、一一の二から一一の六まで、一二の二、一六、一七、字沢の入一、二、四、五の一、五の二、六、七の一、七の二、八、一〇の一、一〇の二、一一の一、一一の二、一二の一、一三の一、一四、一五、一九から二一まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字川原谷六、七、九、九の一、一一の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、知県農業大学校内に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年三月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　山形県西村山郡西川町大字吉川字根際七一二の一、七一二の一八、七一五の四、七一五の五、七一六の一（次の図に示す部分に限る。）、七一六の二から七一六の四まで、七一六の七、七四三の二一、一二八七の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字根際七一二の一・七一二の一八・七一六の七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、七一五の五、七一六の一から七一六の四まで

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び西川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年三月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　山形県西村山郡大江町大字柳川字長畑二八八の五、二八八の一〇、二八九の一、二八九の二、九三〇の三、九三一の一、九三一の二、一〇〇六、一〇〇七、一〇〇九から一〇一三まで、一二二四の一、一二二四の二、一二二四の六、一二二五の一、一二二八の一、一二三七、字岩井戸一五一六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字長畑九三一の一、九三一の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び大江町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年三月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県山鹿市鹿北町四丁字高野六一の一、六一の二、六二、六三、六四の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字高野六二・六三・六四の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年三月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇市一の宮町三野字金山八八九、八九〇、八九一の一、九一一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字金山八九〇（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）